

# 米子市体育施設減免取扱い基準

## 1 一般的使用

使用の内容	措置	対象施設	減免理由	主催者及び申請者
1 小学校体育大会 2 中学総体、新人戦 3 高等学校 (中国選手権、高校総体、新人戦) ※予選を含む ※専門部主催大会・強化練習は除く	全額	全施設	学校教育活動の支援	各体育連盟会長 各専門部長
小・中学校行事		全施設		学校長
中学校で行う部活動使用		地区体育館 弓道場、東山庭球場		学校長
高校野球 ※入場料を徴収する場合は、別表3による		市民球場		鳥取県高等学校野球連盟
公民館スポーツ大会等での地区体育館の使用		地区体育館	地域スポーツ振興 大会及びそれに伴う練習・講習会 公民館祭、盆踊り大会など ※通年で行われるスポーツ教室は除く	公民館長
県民スポ・レク祭		全施設		県スポーツセンター 各競技団体 各体育連盟会長
市少年少女育成大会		全施設		社会を明るくする 運動実行委員会
本市主催大会		全施設		米子市
市立保育施設行事		全施設		園長
選挙投・開票事務		全施設		市選挙管理委員会
小中学生の土曜日使用について	地区体育館		団体代表者	
公的団体の行う人命救助訓練	全施設	市民の安全対策	団体(機関)代表者	
障がい者・高齢者・難病患者の個人使用	※1	皆生市民プール、弓道場 武道館、市民体	障がい者・高齢者・難病患者のスポーツ振興	個人
障がい者・高齢者スポーツ大会及び練習	全施設			関係団体
市スポーツ協会加盟競技団体の会議室使用	※2	会議室	加盟団体の育成	各競技団体
小・中学生の庭球場使用 (大人の指導者が付く教室等も含む)	1/2 減額	東山庭球場	小中学生の負担軽減	団体代表者
中学校で行う部活動使用		東山庭球場	学校教育活動の支援	学校長

○ 照明設備使用料も減免の対象となります。

※1 施設使用料・器具使用料が全額免除(照明設備使用料は有料)

※2 冷暖房設備使用料は有料(通常料金より1/2減額)

2 皆生市民プールのみで適用される減免について

対象	減免額	証明書等
介護保険要介護・要支援認定をお持ちの方	全額免除（終日）	介護保険被保険者証
介護者の方	全額免除（終日）	障がい者等の介助を行なう方
土日祝祭日のみ学生以下（高校生・大学生等含む）の方	全額免除	学生証等

※鳥取県民の日（9月12日）及びその週の土日に限り個人利用及び専用利用は無料

3 その他の使用

使用の内容	措置	対象施設	減免理由	主催者及び申請者
高校野球	一部減免	市民球場	高校野球の振興	鳥取県高等学校野球連盟会長
ガイナレ鳥取		陸上競技場	地元チームの支援	株式会社 SC 鳥取

4 入場料金等を徴収する場合の使用料

条例第9条別表2備考5、6

体育施設使用料（土、日、祝の使用は × 1.2）＋ 設備・器具・照明使用料

＋ 入場料金等の最高額 × 100（アマ以外は150）

（\_\_\_\_\_部分に対して1/2 減額）

※ 高校野球に関しては、体育施設使用料、設備・器具・照明使用料についても、全額免除とする。ただし、入場料を徴収する場合は上記計算式により算出して得た額を使用料として徴収する。

鳥取県立米子産業体育館の利用料減免基準

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

減 免 事 由	減免率
一 施設使用料	
1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、その他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校が利用するとき。	10 / 10
(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校が利用するとき。	10 / 10
(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10 / 10
(4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の規定する保育所が利用するとき。	10 / 10
(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが利用するとき。	
ア 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10 / 10
イ 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10 / 10
ウ 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10 / 10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
(1) 全県の児童・生徒を対象とするとき。	10 / 10
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象とするとき。	1 / 2
3 商工団体その他の団体が産業の振興のために行う講演会、講習会、展示会等のために利用するとき。	
(1) 県内の郡市以上の区域を地区とする商工団体が産業振興のため見本市、展示会等に利用するとき。	1 / 2
(2) 県内の郡市以上の区域を地区とする団体が産業の振興を図るために行う行事等に利用するとき。（（1）を除く。）	1 / 3
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他知事が別に定める基準に該当する心身に障がい有する者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき。	
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(2) 療育手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(4) 知事が別に定める基準に該当する心身に障がい有する者が一般利用するとき。	
ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10 / 10
イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 48 条第 3 号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10 / 10
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達）の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がい有する者）	10 / 10
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
(6) 特定医療費（指定難病）医療受給者の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10

(7) 上記(1)～(6)の介護者(障がい者等1名につき介護者1名)が一般利用するとき。	10/10
(8) 障がい者等及びその介護者(障がい者等1名につき介護者1名)が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
5 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。)	10/10
6 70歳以上の者が利用するとき。	
(1) 70歳以上の者が一般利用するとき。	10/10
(2) 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
7 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者1名)が一般利用するとき。	10/10
(2) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者1名)が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭のため利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	10/10
二 設備使用料	
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1～3、一の5、一の7～9に該当する場合	
2 その他設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1に該当する場合	
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(知事が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10